

都市計画区域の整備、開発及び保全と都市再開発の方針の案の縦覧

都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「都市再開発の方針」の案の縦覧を行います。

■案の縦覧

期間 12月2日(水)～16日(水)

場所 まちづくり計画課(市役所第2庁舎)・都市整備局都市計画課・都市整備局HP <https://www.toshisei.metro.tokyo.lg.jp/>

■意見書の提出

対区域内に在りまたは計画案に利害関係のある方

提出方法 12月2日(水)～16日(水)に、計画案の名称・意見・住所・氏名・電話番号を明記し、郵送(消印有効)で〒163-8001東京都国分寺市計画課へ

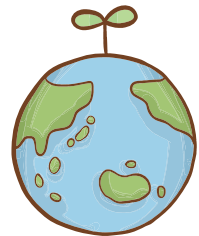
詳しくは都市整備局HPをご覧ください

縦覧・意見書の提出 都市整備局都市計画課 ☎03・5388・3225

都市整備局広域調整課 ☎03・5388・3227

都市再開発の方針 都市整備局企画課 ☎03・5320・5128

まちづくり計画課(内455)



12月は地球温暖化防止月間

在宅時間が増えている今こそ省エネ意識を高めましょう

寒さが本格的になるこれからの時期は、暖房機器などの使用で電気やガスの使用量が増加します。一人ひとりが地道な行動を積み重ねて、地球の環境を守りましょう。

→まちづくり計画課(内356)

リビングルームの省エネポイント

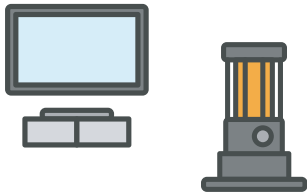
暖房器具

- エアコンのフィルターは2週間に1回程度掃除を
- 扇風機などを使い、暖かい空気を循環させる



電気カーペット

- 設定温度は中にし、必要な部分だけ温める
- カーペットの下に断熱マットを敷く

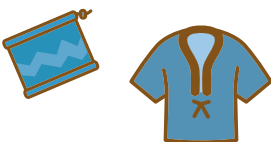


テレビ

- 輝度を下げる

衣類などで温度調節

- 室内でも重ね着を
- ブランケットやひざかけを利用する
- 首、手首、足首の3つの首を特に暖める



キッチンの省エネポイント

冷蔵庫

- 温度設定は弱に
- 物を詰め込みすぎない
- 無駄な開閉をしない
- 熱いものは冷ましてから入れる

電気ポット

- お湯はコンロで沸かし、長時間の保温はしない



給湯器・食洗機

- 水温設定は低温に



風呂・トイレ・洗濯機・洗面所の省エネポイント

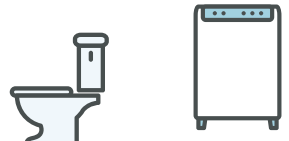
風呂

- 間隔を空けずに続けて入浴
- 追い炊きや自動保温を控えて、ふたを閉めて保温
- シャワーはこまめに止める



トイレ

- 便座暖房や洗浄水の設定温度は控えめに
- 使用後はふたを閉める



洗濯機

- お風呂の残り湯を洗濯や床の拭き掃除や庭の散水などに活用

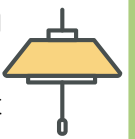


洗面所

- 洗顔や歯磨きの際は、水をこまめに止める

その他の省エネポイント

- 不要な照明はこまめに消す
- 延長コードはスイッチ式の電源タップを使い、家電製品を使用しない場合はタップのスイッチをオフにする
- LED電球に交換する。
- 自動車はアイドリングストップとエコドライブ(急発進・急停車をしない)を心がける



環境家計簿をつけて、省エネ意識を高めよう 詳しくは11月1日号7ページをご覧ください

12月3日～9日 障害者週間

だれもお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち

誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、互に人格や個性を尊重し合いながら暮らせる社会を実現するために、障害や障害のある方に対する理解と関心を深めましょう。

今年は市の取り組みの一つである障害理解促進事業が行えないため、啓発ポスターを作成しました。

このポスターを掲示していただける店舗・事業所などを募集しています。

どなたでも

☎電話または直接障害福祉課(市役所第2庁舎)へ



啓発ポスター (A3サイズ)

支援を必要とする人と支援したい人を結び

ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは手助けが必要な方のマーク▶



▲ヘルプカードは障害のある方が困りごとを伝えるカード

ヘルプマーク・ヘルプカードは助け合いのきっかけです



→障害福祉課(内202)

国分寺駅北口周辺の駐輪場をご活用ください

→交通対策課(内570)



一時使用は交通広場地下

場 国分寺駅北口地下自転車駐輪場※国分寺駅から徒歩2分

🕒 午前4時～翌日午前1時30分

💰 1回につき、24時間ごとに100円※入場から最初の2時間までは無料

📌 注 自転車のみ利用可

定期使用は駅東(線路沿い)側

場 国分寺駅北口自転車駐輪場

※国分寺駅から徒歩4分

🕒 午前6時～翌日午前1時30分

💰 学生=1,000円～2,400円/月

一般=1,200円～2,400円/月

※毎月20日～月末に申請受付

📌 注 原動機付自転車も利用可(定期・一時)



ハンドルキーパー運動にご協力ください

運転は任せて

ハンドルキーパー運動とは、車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるという飲酒運転防止運動です。

年末は飲酒の機会が多くなります。飲酒したら、車(自転車)の運転はやめましょう。



→交通対策課(内363)

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。